

提案型民間活用制度ガイドライン

平成30年4月

茅ヶ崎市

目 次

1 はじめに	2
2 提案型民間活用制度の基本的な考え方	4
3 提案型民間活用制度の目的	6
4 提案型民間活用制度の概要	7
5 提案型民間活用制度の経過	7
6 提案型民間活用制度の流れ	9
7 参考資料	11

1 はじめに

少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化に伴い、行政課題が複雑化する中、高齢者福祉、子育て支援、安全・安心なまちづくりへの対応など、市民サービスの需要が拡大しています。

このような状況において、将来にわたって、持続的かつ安定的に、市民サービスの維持向上を図っていくためには、「市民サービスは行政が提供するもの」という考えを改め、これまで主に行政主導により行われてきた市民サービスを「最も効果的で効率的なサービスの担い手となり得るのは誰か」という視点から見直し、民間団体、民間事業者のノウハウ、アイデアを生かすことで、地域にふさわしい市民サービスを提供できるシステムを構築していくことが重要です。

本市では、平成7年以降、行政改革にかかる取り組みのため、第1次及び第2次茅ヶ崎市行政改革大綱を策定し、事務事業の見直しや定員管理の適正化、民間活力の導入、財政運営の健全化などの行政改革に取り組んできました。平成20年度からの第3次行政改革大綱では、自主・自立の行政運営を進め、新たな行政課題に迅速かつ的確に対応するための行政内部の改革と中長期的な視点を持って行政運営を進めていくために、「多様な主体との協働による質の高い行政経営の実現」を目標として、「市民サービスの質の向上」「多様な主体との連携」「限りある行政資源の最大限の活用」の3つの視点から、より効果的・効率的な行政運営の実現を目指し、改革に取り組みました。

さらに、厳しい財政状況下においても、次世代に負担を先送りせず、地域経営主体として、責任ある経営改善を行い、市民にとって真に必要な事業を着実に進める体制を整えておく必要があるという認識の下、歳出と歳入を総合的に勘案する中で、経営改善を行いながら必要な事業を実施するため、総合計画実施計画と行政改革実施計画を一体化した「茅ヶ崎市総合計画第2次実施計画（平成25年度～27年度）」を策定し、行政改革の取り組みを「経営改善方針」の行政改革重点推進事業として位置付けました。

また、市民サービスの提供における多元的な仕組づくりを推進するために、本市の公民連携の基本的な考え方や事業手法選択の手順、事業手法の具体的な内容等を明らかにするとともに、民間団体や民間事業者と連携・協働を推進する上での留意事項等について、全市的な認識の共有化を図るために、平成24年に「公民連携推進のための基本的な考え方」を策定し、公民連携推進のための方策等の1つとして、「新しい公共推進事業（提案型民営化制度）の導入」を位置付けました。

本ガイドラインは、提案型民間活用制度導入の目的、基本原則、対象とすべき事務事業選定の考え方、実施する上での基本的事項など、本市が提案型民間活用制度の取組を進めていくにあたっての基本的な考え方を取りまとめたものです。

なお、前述のとおり、平成24年に策定した「公民連携推進のための基本的な考え方」で

は提案型民営化制度としておりましたが、本制度はこれまで行政が担ってきた事業を、市民、民間団体、民間事業者の知恵とアイデアでより良いものにするとともに制度の目的に沿うものについては委託化という民間活用を行うことによって、さらに活力ある地域社会にしたいという意味を込めて提案型民間活用制度という名称にしました。

2 提案型民間活用制度の基本的な考え方

(1) 提案型民間活用制度の必要性

本市では、平成23年に「茅ヶ崎市総合計画基本構想」を策定し、今後の10年間で、私たちのまちの魅力・活力を将来にわたって持続できるまちづくり、基盤づくりを効果的に行うための政策目標を定め、「新しい公共の形成」「行政経営の展開」という2つの市政の基軸を位置付けました。

新しい公共とは、従来は行政が独占してきた領域を広く民間に開放することや、行政だけでは実施が難しい領域を協働で担うこと、新たな市民ニーズを踏まえて民間が先駆的に取り組む領域等について、民間団体、民間事業者が公的な財やサービスの提供に関わっていくという考え方です。新しい公共が目指す地域社会は、市民の多様なニーズにきめ細かく応えるサービスが、民間団体や民間事業者により適切な形で提供され、社会経済情勢の変化にも対応し得る持続可能な社会です。

本市が、持続可能な成長と活力のある豊かな地域社会を築いていくためには、新しい公共の担い手となる民間団体、民間事業者、行政の多様な主体が、市民サービスの受益者である市民の立場に立ち、良質なサービスを提供していくために、それぞれの長所を生かしつつ、より理想的な役割分担の下で連携していくことが重要です。

提案型民間活用制度は、民間団体、民間事業者、行政の役割分担の見直しを通じて、行政が実施するよりも効率的かつ効果的な事業の実施が見込めるものについては、積極的に民間に委ねるといった「事業実施主体の最適化」を図り、「新しい公共の形成」を促進するための制度として導入するものです。

なお、実施にあたっては、過度に経済性をのみを優先し、市民サービスの質の低下を招くことがないように十分に配慮します。

(2) 協働推進事業との関係性

本市では、市民活動団体の特性を生かした市民サービスを創出することで、複雑化する地域課題や多様な市民ニーズに対して、効果的、効率的に応えることのできる協働型まちづくりを推進するとともに、市民サービスの提供主体の多様化を図ることで、地域全体における市民サービス提供能力を高めるといった「新しい公共」の実現を目的に、平成18年度より協働推進事業を実施しています。

協働推進事業には、市が市民活動団体と協働で実施することが効果的な事業テーマを提示し、市民活動団体を対象として、事業企画案を公募する行政提案型と、市民活動団体等が市と協働することで、効果的な課題の解決が期待できると考える事業テーマについて、市民活動団体が事業企画案を提案する市民提案型があります。

また、市民提案型には、市に登録している団体を対象とした市民活動団体枠と、幅広い主体からの提案を受ける新しい公共推進枠があり、平成22年度からは市民・市民活動団

体等から、協働することで効果的な課題解決につながるアイデアを募り、行政提案型・市民提案型協働推進事業の事業テーマを検討する際のヒントとして活用するアイデア提案制度を導入しました。

協働推進事業はその性質上、市民活動団体等の成長を通じた市民の自治意識の向上や当事者性を生かしたサービス提供といった目的を持って協定の締結により実施するものであり、提案型民間活用制度による業務委託とは「新しい公共の形成」といった目標は共通であるものの、細部においては異なる部分もあります。

このため、協働推進事業と提案型民間活用制度の関係性については、次のとおり整理することとしました。

・協働推進事業の領域

- ①行政だけでは対応できない市民ニーズに対して、市民活動団体が自ら持つ当事者性等の特性を生かして取り組める事業
- ②地域性に配慮するとともに、地域の実情や市民ニーズに合わせて実施する事業（公園等の身近な公共スペースの管理等を行うアダプトプログラムのものも含む）
- ③市民活動団体が担うことで、市民の参加促進が期待できるなど、市民活動団体の持つネットワークを活用できる事業
- ④市民活動団体や民間団体、民間事業者が持つ資源等を活用した社会貢献活動等
- ⑤市民生活の向上を目的とした公益事業（啓発事業）

・提案型民間活用制度の領域

民間団体、民間事業者、行政の役割分担の見直しを通じて、行政が実施するよりも効率的かつ効果的な実施が見込める事業から「協働推進事業の領域」を差し引いた事業

3 提案型民間活用制度の目的

(1) 事業実施主体の最適化

民間団体、民間事業者、行政の役割分担の最適化を図り、行政が実施するよりも効率的かつ効果的な事業の実施が見込まれるものについては、積極的に民間に委ねていきます。

なお、役割分担の最適化は、民間団体、民間事業者の知恵と力を借りながら、民間が持つ資源やノウハウを活用して市民サービスの安定的な提供を目指すとともに、行政の役割を重点化していくものであることから、過度に経済性のみを優先し、サービスの質の低下を招くことがないように十分配慮します。

(2) 市民サービスの向上

民間団体や民間事業者が市民サービスの提供主体となることで、民間の特性を生かした、より柔軟できめ細かな市民サービスの提供を目指します。

(3) 効率的な行政運営

本市の事務事業等の概要やコストを公表し、市政のさらなる透明性を確保するとともに、民間団体、民間事業者からの提案を受け付けることにより、民間ノウハウの活用による効率的な行政運営を推進します。

(4) 市民主体による持続可能なまちづくり

民間団体、民間事業者が市民サービスの担い手となるための環境を整備し、市民等のアイデアを生かした地域の実情に応じたサービスが将来にわたって適切に提供される持続可能なまちづくりを推進します。

(5) 地域経済の活性化

民間団体、民間事業者が事業実施主体となることで、新たなビジネスチャンスを創出し、有効需要や雇用の創出、地域活性化を図ります。

4 提案型民間活用制度の概要

提案型民間活用制度は、民間団体、民間事業者が創意工夫を発揮しつつ、良質な市民サービスが提供できる環境整備を目指すものです。

このため、市民サービスの実施にあたっての具体的な手順や方法を細かく指定するのではなく、市は、求めるサービスの内容や水準を示し、そのための手法やプロセスには民間団体、民間事業者のアイデア、ノウハウが最大限に活用できるようにし、業務委託として実施するものです。

これまでの一般的な業務委託では、あらかじめ、市が詳細な仕様書等を提示し、受託者は、市から示された仕様書等の通りに業務を実施してきましたが、提案型民間活用制度においては、市は、詳細な仕様書等は示さず、民間団体、民間事業者が自らの観点から、実施手法等も含めた提案を行い、業務を実施することとなります。

5 提案型民間活用制度の経過

本制度を検討するにあたり、市がテーマを設定し、そのテーマに対して提案を募集する「テーマ設定型」と市が実施する全ての事務事業を対象に民間委託化すべき事業の提案を受け付ける「自由提案型」の2つの類型を創設しました。

その運用については、実施計画策定年度に「自由提案型」の募集、実施計画期間内については「テーマ設定型」の募集という形で進めることとし、平成26年度に、「テーマ設定型」の募集という形で試行的に実施することといたしました。

平成29年度の「自由提案型」の募集開始を契機として、本格実施に移行しましたが、本格実施移行後も、「テーマ設定型」事業におけるモニタリング結果等の検証、また「自由提案型」における「民間委託化提案募集」から「事業企画提案募集」までの一連の手続きから顕在した課題に対する対応等、より使いやすい制度とすべく更なる見直しを加えることとしました。

見直しに際しては、経営改善方針（2017年度版）においても、事業実施主体の最適化に関する課題が挙げられ、より一層公民連携手法を活用する必要があること、また、これまでの実績を踏まえた中で、民間の自由な発想により、良質なサービス提供をしていくためには、行政からの課題提起には限界があること等を踏まえ、全事務事業を対象に提案を受け付ける「自由提案型」について概ね3年に1度の募集としていましたが、制度の定着の観点からも「自由提案型」を毎年実施することとし、「テーマ設定型」は廃止することとしました。

(参考) これまでの類型及び実績

【テーマ設定型】（平成26年度～）

成果をより向上させる必要がありながら効果的な方策が定まっていない課題や複数部課で取り組むことにより効果があるような施策で、行政の発想では解決に限界があり、民間団体、民間事業者のノウハウに期待するものを市が設定するものです。

これにより、民間団体、民間事業者が事業実施主体となることで大きな成果を上げることを目指します。

また、新規事業の実施において、実施当初から民間団体、民間事業者が実施することが最も効果的だと判断される場合には、テーマとして掲げることも可能とします。

- ・狭あい道路調査等業務（実施期間：平成27年度～平成29年度）
- ・市営住宅の修繕業務（実施期間：平成27年度～平成29年度）
- ・公共施設等包括管理業務（実施期間：平成28年度～平成30年度）

【自由提案型】（平成29年度～）

原則として、市が実施する全ての事務事業を対象として、市民・民間団体・民間事業者等から民間委託化すべき事業の提案を受け付ける「民間委託化提案」、その後市が民間委託すべきと決定した事業について、民間団体・民間事業者から企画提案を受け付ける「事業企画提案」の2段階提案となります。

- ・狭あい道路調査等業務（平成30年度～平成32年度）
- ・市営住宅の修繕及び点検業務（平成30年度～平成32年度）
- ・公園・街路樹等剪定・除草業務（平成30年度～平成32年度）

6 提案型民間活用制度の流れ

(1) 提案受付

市が実施する事務事業を対象として、民間団体・民間事業者等から、民間委託化すべき事業の提案を受け付けます。なお、提案主体については、提案した事業を安定的に実施できる団体に限ります。

また、委託化する場合は、市が最終的に委託化の決定を行うため、事業内容及び提案金額がそのまま委託化事業となるとは限りません。

(2) 茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会での審議

上記(1)で受付した候補事業について、附属機関である茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会でご審査を行います。審査には事業担当課も出席し、提案に対する担当課としての立場から意見を述べることもできますものとします。

茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会の審査方法については、13ページ「民間委託化提案審査指針」のとおりであり、「基本要件」及び「企画内容」について、評価の視点に基づき総合的に判断し、「採択」、「条件付き採択」、「不採択」を決定し、市長に答申します。

(3) 民間委託化事業の決定

(2)の結果を踏まえ、民間委託化事業を市が決定します。

(4) 予算要求について

民間委託化事業については、提案を受けた市の各担当課が、提案者の事業内容及び事業予算を精査し、提案者と調整の上、想定される事業費及び人件費相当額を算出します。その後、業務委託費として予算要求します。

なお、原則3年間委託するため、債務負担行為を設定します。

委託料の算定にあたっては、人件費相当額については、最新の平均給与額等を活用し、事務事業評価・業務棚卸評価時に作成する事業別職員従事表を用いて事業ごとに適正な額を算出します。

(参考) 人件費相当額の考え方 (標準例)

- ・ 常勤職員
(最新の平均給与額) × (対象事業に係る人工)
- ・ 再任用職員
(最新の平均給与額) × (対象事業に係る人工)
- ・ 臨時職員、非常勤嘱託員、非常勤嘱託職員
(各課提示額) × (対象事業に係る人工)

(5) 業務委託契約について

業務委託契約を締結する際には、行政責任を確保する観点から、市と受託者それぞれの役割、責務、事業報告に関する事項、業務の引き継ぎに関する事項、危険負担に関する事項、損害が発生した場合の責任分担、個人情報保護、法令等の遵守に関する事項、契約解除に関する事項などを明らかにします。

(6) モニタリング及び評価について

提案型民間活用制度により、民間団体、民間事業者が事業の担い手となった場合は、受託者から提出された事業報告の点検、実施確認等を適宜行うことにより、行政としての責任を果たすため、モニタリング及び評価を行うことが重要です。

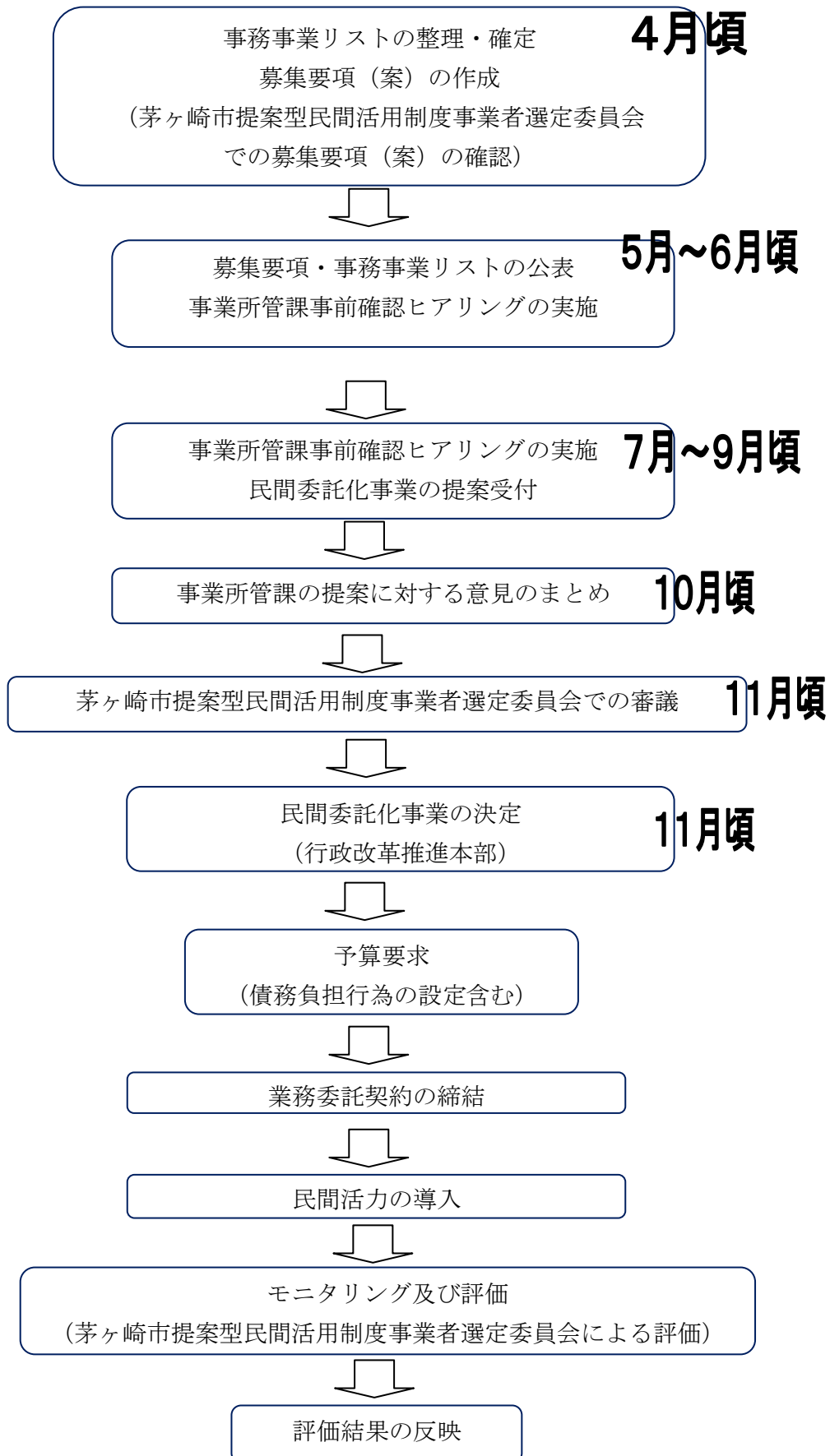
モニタリング及び評価は、当該事務事業の所管課が中心となって行います。モニタリングにあたっては市民や利用者の意見も聴くこととし、評価にあたっては透明性、中立性及び公平性の確保の観点から、第三者チェックを受けるものとします。第三者チェックは、当該事業の事業実施主体を選定した茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会が行います。

また、モニタリング結果については、業務改善や次回の選定に生かしていきますが、業務の不適正な執行や不履行があった場合には、契約解除についても検討します。

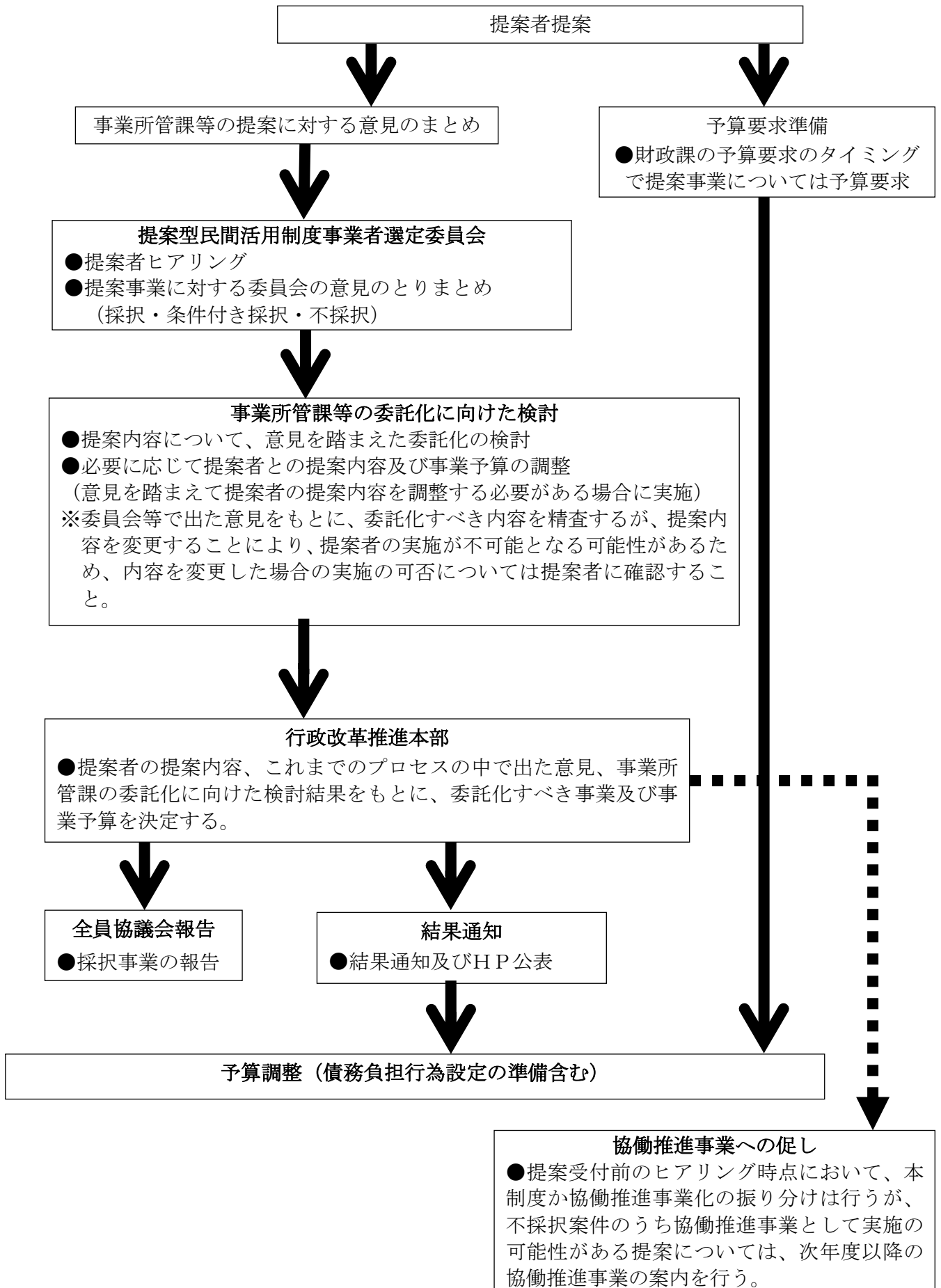
なお、民間委託化された事業に対するモニタリングの考え方については、16ページ「民間委託化された事業におけるモニタリング指針」のとおりです。

7 参考資料

○提案型民間活用制度全体フロー



○提案型民間活用制度事業決定フロー



○民間委託化提案審査指針

本指針は、「提案型民間活用制度 民間委託化提案募集」において、提出された提案を、公平・公正に効率的かつ円滑に審査することを目的とする。

1 審査における基本的な考え方

本制度の趣旨を鑑み、民間団体、民間事業者のノウハウ、アイデアの活用により、行政が実施するよりも効率的かつ効果的な事業の実施が見込まれるかどうかを念頭に置きながら、提案について、審査基準に基づき、民間委託化すべきか否か審査を行うものとする。

2 審査体制

茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会にて審査を行い、審査結果を取りまとめる。なお、会議の成立要件等については、別途茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会規則にて定めるものとする。

3 審査手順

茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会が、審査基準の「①基本要件」及び「②企画内容」について、審査の視点に基づく総合的判断により、審査項目の確認を行う。審査にあたっては、提出された提案書類等に基づき、提案者と事業所管課にヒアリングを実施し、審査項目に必要な事項を確認することとする。詳細は別途募集要項にて定めるものとする。

4 審査基準

次に掲げる評価項目に基づき、審査を行うものとする。

①基本要件

審査項目	審査の視点
制度の理解度	本制度の趣旨や目的に沿った提案か。
事業の理解度	事業に関する現状と課題を把握しているか。
行政責任の担保	公平性・公正性・守秘義務が担保され、行政責任が損なわれていないか。
官民の役割分担	行政と民間の役割分担として適切か。

②企画内容

審査項目	審査の視点
事業実施効果	(1) サービスの質の向上について
	・提案内容は、市が求めるサービス水準を満たしているか。 ・従来よりもより効果的で、市民ニーズに合った質の高いサービスが提供できるか。
	(2) 業務効率・コスト削減
	・提案内容は、市が実施するより効果的・効率的であるか。 ・市が実施するより効率的な公金活用が図られているか。

事業実施効果	(3) 地域経済の活性化・地域への波及効果
	<ul style="list-style-type: none"> ・市が実施するより発展的で、地域の課題の解決や地元ニーズに合致した提案になっているか。 ・雇用創出等の市内経済への波及効果が期待でき、地域の活性化につながるか。 ・市内の多様な人材（女性・障害者等）の活用や地域の実情に合わせた取り組みなど地域貢献に資する内容が盛り込まれているか。
実現性	(1) 提案の実現可能性について
	<ul style="list-style-type: none"> ・業務範囲及び事業量を適切に把握し、具体的で実効性のある計画となっているか。 ・実施方法等は妥当であるか。
	(2) 業務遂行能力について
	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業を担う体制・能力等を有しているか。 ・公平性・公正性・守秘義務が担保され、行政責任が損なわれていないか。 ・説明内容に高い意欲が感じられるとともに、豊富な知識や経験を持っていると感じられるか。
	(3) 収支・資金計画
	<ul style="list-style-type: none"> ・3年間の見積金額は適切か。また、採算性はとられているか。
	(4) 管理体制・リスクマネジメントについて
<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開、苦情等への対応、個人情報の管理、事故防止等の安全管理対策等とはとられているか。 	
独自性	(1) 提案の独自性
	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の実施にあたって、現在の業務スキームの中で実施している業務以外に、民間ノウハウを最大限に活用し、効果が期待できるアイデアや工夫等が盛り込まれているか。

5 審査の公開・非公開

茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会は原則公開とする。

「茅ヶ崎市情報公開条例」第23条において、「地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関の会議は公開する。ただし、「(1)法令等の規定により公開しないこととされているとき」「(2)茅ヶ崎市情報公開条例第5条に規定する非公開情報に係る事項について審議等を行うとき」「(3)会議を公開することにより当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあると当該附属機関が認めるとき」は、この限りでない。」とされている。

募集要項等の審議については、行政の内部的な審議、検討又は協議に関する情報であり非公開情報にあたるため、委員会に諮った上で非公開とすることとする。

民間委託化提案審査については、プレゼンテーション・質疑応答において選定に必要な情報を把握するために団体の内部事情、技術情報や信用情報などを聴取するなど、非公開情報を含むことが想定されるため、提案型民間活用制度事業者選定委員会に諮った上で、非公開とすることとする。

提案型民間活用制度事業者選定委員会の記録は、委員の発言を明記した会議録とし、会議録は、原則公開とする。

「茅ヶ崎市情報公開条例」第5条において、「行政文書に非公開情報が記録されている場合を除き、当該行政文書を公開しなければならない」とされており、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる場合など、非公開情報が含まれる場合は、会議録の一部を非公開とすることがある。

6 審査結果

茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会の審査結果については、次に掲げるものとする。

- (1) 採 択
- (2) 条件付き採択
- (3) 不採択

このうち、「条件付き採択」については、提案内容について、一部変更することを条件に事業採択をすることとなるので、必要に応じて提案者との調整を行うこととする。

茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会終了後、事業採択について市の意思決定を行うとともに、結果については全ての提案者に通知し、不採択のものについては、その理由を付記するものとする。なお、提案内容については、提案者の個人情報や機密事項等を除き、その概略を公表するとともに、採点結果については、個人情報を除き、委員ごとの結果を公表するものとする。

7 提案内容の取扱い

民間団体や民間事業者等からの提案内容、提出された書類等に関する一切の知的財産権については提案者に帰属するものとする。

しかしながら、提案が採択となった場合には、市はその提案、提出された書類等を事業実施のために無償で利用できるものとする。

また、提案者の個人情報や機密事項が含まれている場合は、情報公開にあたり必要な配慮を行うものとする。

○民間委託化された事業におけるモニタリング指針

1 モニタリングの目的

民間からの提案があり、事業審査の結果、民間に事業を委託する際には、従来本市が事業実施主体となっていたものが民間に移ることとなる。

そのため、民間委託の推進にあたっては、委託先との間で合意されたサービスが安全かつ適正な水準で確実に履行されていることを定期的に、ないし随時確認し、不履行がある場合には是正等の措置を講じるとともに、その結果について市民に広く周知する必要性があると考えられる。

また、市民サービス向上の観点からは、民間委託した事務事業について、民間に任せきりにするのではなく、委託期間内で把握した課題について委託先と協議を行い、継続的に改善を図ることも重要となる。

このようにモニタリングには委託先との契約において合意した事項の履行確認だけでなく、市民サービス向上に向けた改善に必要な情報を取得するという目的がある。

2 モニタリングの手法

モニタリングの手法としては、一般的に「委託先によるセルフモニタリング」、「委託元である本市による随時調査」、「利用者アンケート」、「意見・苦情の受付」などがあり、これらの複数の手法を多面的に組み合わせて実施する必要がある。

3 モニタリングにあたっての注意事項

モニタリングにあたっては、委託先の効率的な業務執行を阻害しないような配慮が必要となる。セルフモニタリングを求める際には、委託業務の目的や性質に応じて、その必要書類等も委託先と協議する必要がある。

なお、モニタリングに関する内容（採用する手法や基準等）は可能な限り提案を受け付ける際に明らかにするよう努めるとともに、委託契約を締結する際には両方で合意することが必要である。

4 モニタリング内容について

安全性の確保や個人情報保護など業務の適正な執行を担保することは、市民サービスを提供する上で必要不可欠であり、委託先に最低限遵守させなければならない事項については、委託契約の中で明らかにする必要がある。

また、市民サービスの質を維持するために、契約等に定められた業務を確実にかつ適切な水準で実施することや、適正な人員の配置が行われていることを確認することも必要となる。

モニタリングについては、これらの事項を確認し、不履行がある場合には是正等の措置を行うことが必要である。契約において合意した事項の履行確認については、例として次の項目が考えられる。

なお、委託先等が本市に代わり事業実施主体となることから、政策目標等の実現に向けて積極的に取り組むよう、何らかの指標を設け、第三者チェック等を活用し、課題や問題点を洗い出すことで、業務改善や更なる市民サービスの向上に取り組むこととする。

(例) 契約において合意した事項に関するモニタリング項目

モニタリング項目	モニタリングの視点
個人情報保護、法令遵守	関係法令や条例等は遵守されているか。
	個人情報は適切に管理されているか。
安全管理	安全管理のためのマニュアル等は整備されているか。
	緊急時の連絡、初動体制は整備されているか。
業務内容の遵守	契約に定められた業務は適正な水準で確実に実施されているか。
	契約に定められた人員等は適正に配置されているか。

5 モニタリング結果の反映

モニタリングを市民サービスの更なる向上や適正な業務執行に生かしていくためには、モニタリング結果に基づき、お互いに良い点・悪い点における納得性を高めるとともに、業務の不適正な執行や不履行が繰り返される場合には、契約解除といったことも考えられる。

提案型民間活用制度ガイドライン

平成26年（2014年） 3月発行

第1版100部

平成26年（2014年）12月発行

第2版100部

平成27年（2015年） 3月発行

第3版 50部

平成28年（2016年） 6月発行

第4版 50部

平成30年（2018年） 4月発行

第5版 50部

発行 茅ヶ崎市

編集 企画部行政改革推進室行政改革推進担当

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111（代表）

FAX 0467-87-8118

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

